

第1章 いじめ防止に対する基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに対する基本認識
- 3 学校及び学校の教職員の責務

第2章 いじめの防止等の対策のための組織

第3章 いじめの未然防止の取組

- 1 わかる授業づくり
- 2 学級・学年経営の充実
- 3 人権教育、同和教育の充実
- 4 特別活動の充実
- 5 他者とのかかわり、体験活動
- 6 インターネットを通じて行われるいじめへの対策

第4章 いじめの早期発見のための取組

- 1 アンケート調査の実施
- 2 教育相談の実施
- 3 連絡帳や便りの活用

第5章 いじめに対する早期対応 *フロー図参照

第6章 重大事態への対応 *フロー図参照

- 1 重大事態の定義
- 2 重大事態への対応

第7章 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

- 1 いじめ防止等に関する教職員研修の実施
- 2 いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

第8章 学校評価と基本方針の検討

- 1 学校評価における留意事項
- 2 学校いじめ防止基本方針の検討

第9章 家庭・地域への啓発と広報

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

第1章 いじめ防止に対する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2）

2 いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

3 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対応する責務を有する。

第2章 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、その他の関係する職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

第3章 いじめの未然防止の取組

1 わかる授業づくり

- ・学習ルールの徹底（時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など）
- ・目標を明確にもたせ、その目標に従って学習を進め、終末に評価をしていく一連の流れに沿った授業の展開。
- ・学習課題を明確にした上で授業を進める。また、振り返りの時間を設ける。
- ・児童一人一人に「意思決定」する場面を設け、達成感や充実感をもたせる場면을授業の中に取り入れる。
- ・授業中に、差別的な発言、冷やかし、からかいなどがあった場合は、授業を中断し、毅然とした態度で指導を行う。全ての児童が安心して解放された心で授業に臨むことができる環境を保つ。

2 学級・学年経営の充実

- ・「学校が楽しい」と感じられる魅力ある活動を行い、児童の居場所づくりを進める。
- ・学級活動や朝の会、帰りの会等に、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- ・一人一人が活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ・前期初日の「学級開き」における指導の中に「いじめを許さない」ことを全学級で指導する。
- ・やさしさプロジェクトを活用した心の醸成。
- ・「いじめ見逃しゼロ」に向け、教職員で常に情報を共有する。
- ・「生きる」を積極的に活用した授業の実施。

3 人権教育、同和教育の充実

- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。
- ・学習参観日における人権教育、同和教育授業の公開と、事前の学年部による指導案検討会を実施する。
- ・かかわりあい、支え合い、認め合いを基底にした教育課程を編成し、実施する。
- ・指導計画に基づいた、人権教育、同和教育授業や活動の着実な実践を行う。

4 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動における、学校・学級における生活向上の諸問題の解決。
- ・フレンズ班（たて割り班による異学年交流）活動（清掃、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間の触れ合い等）
- ・人権週間に合わせ、全校でいじめ見逃しゼロスクール集会を実施し、全校でいじめゼロに対する意識を高める。
- ・全校で「いじめ防止」の活動・意識付けを積極的に行う。

5 他者とかかわり、体験活動の充実

- ・他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

- ・情報モラルの授業実践例（高学年）＊LINE、Facebookなどを中心とした内容
＊ブログやツイッター、携帯電話の使い方
- （中学年）＊任天堂3DSのすれちがい通信などを中心とした内容
＊SNSの正しい使用、著作権への気付き
- （低学年）＊児童の実態に応じた学習内容を学年部で決定し実施。
＊PC教室のルールへの遵守

第4章 いじめの早期発見のための取組

1 アンケート調査の実施

- ・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を実施する。
生活アンケート年3回（5月、7月、11月）

2 教育相談の実施

- ・定期的な教育相談期間を設けて、全校児童を対象とした教育相談を実施する。
- ・教育相談のための「昼読書の時間」を設定するなどし、児童全員から話を聞く。
- ・生活アンケートの結果をもとに、教育相談を行う。
- ・「児童理解の会」で、児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。

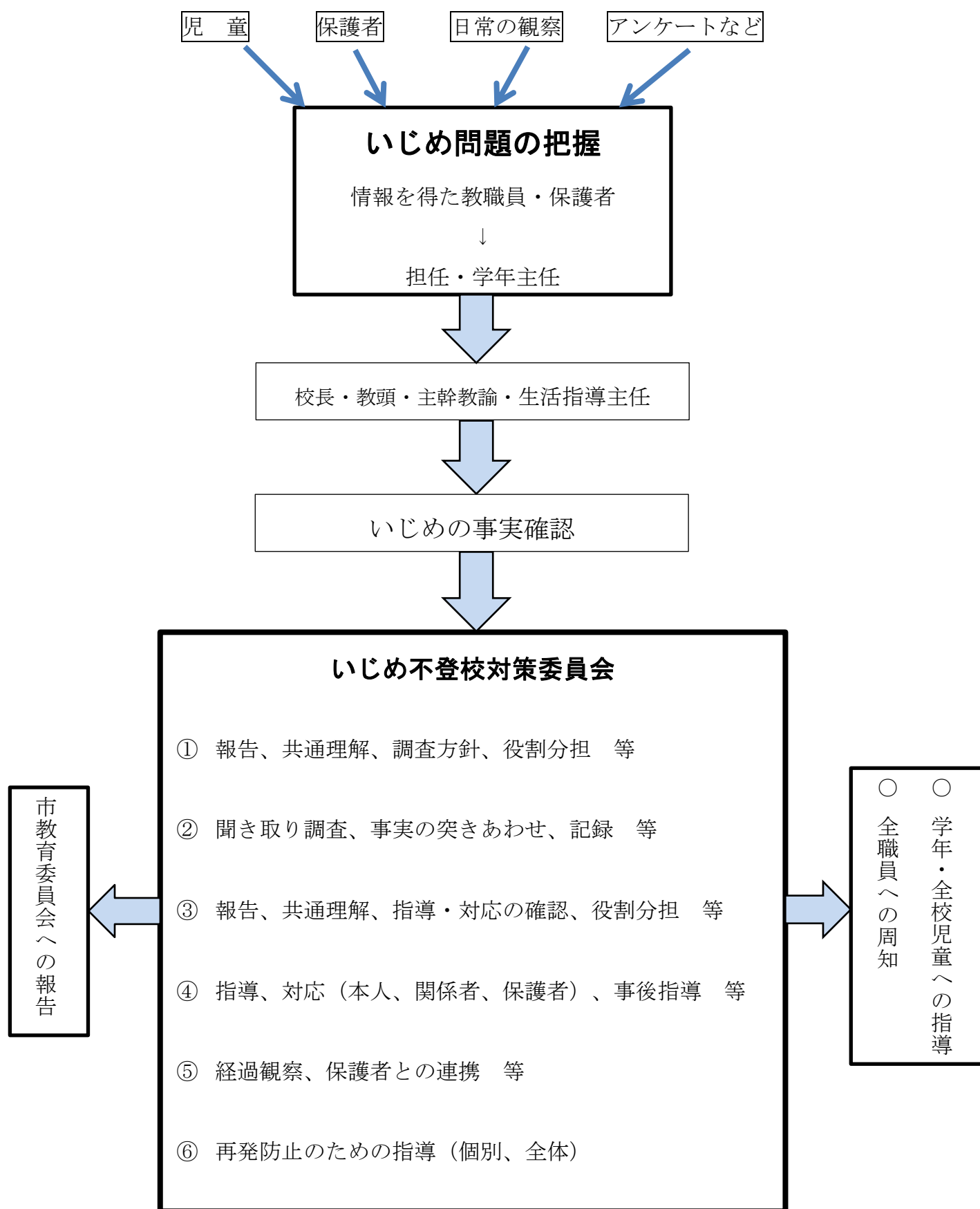
3 連絡帳や便りの活用

学年便りや連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

第5章 いじめに対する早期対応 ＊フローチャート図参照

- ・教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、直ちに管理職、生活指導主任に報告する。
- ・校長は、その日のうちに校内委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けたとされる児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けたとされる児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けたとされる児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・外見的には遊びやけんかに見える行為でも、状況等の確認を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめに対する早期対応フローチャート



第6章 重大事態への対応 *フローチャート図参照

1 重大事態の定義

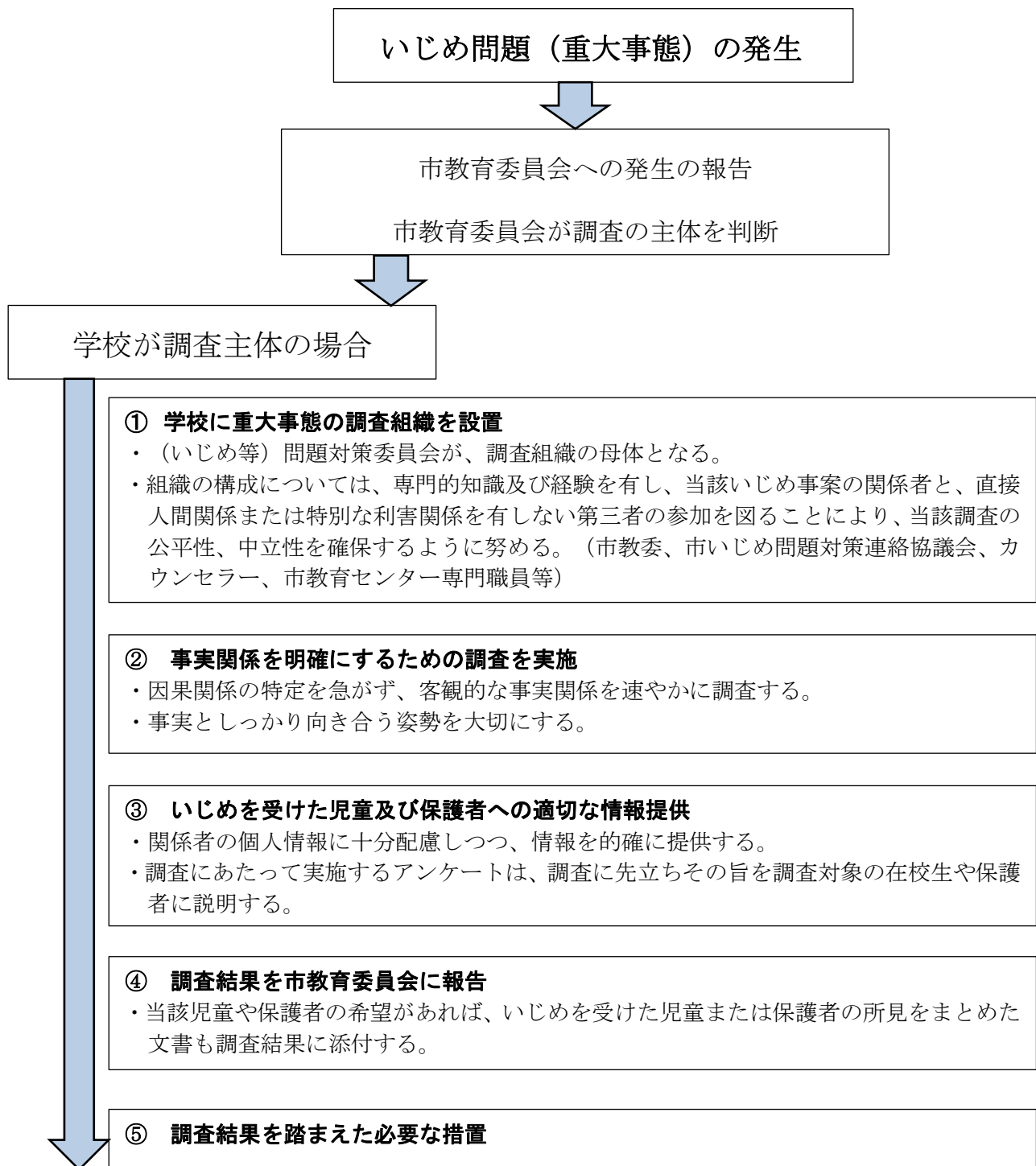
- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態への対応

○ 重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
○ 被害児童や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携して、以下の事項に留意し初期調査を実施する
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・ いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）
 - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ⑤ いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちをもたせる。
 - ・ 単に謝罪をもって安易にいじめの解消とせず、「いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に継続している」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない」等の要件を考慮する。

いじめに関する重大事態への対応フローチャート



第7章 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

1 いじめ防止等に関する教職員研修の実施

・いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解の研修、「生徒指導研修資料」を活用した校内研修、外部の指導者をお招きしての研修、生活指導に関する校外での研修の推進）

・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を実施する。

2 いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

4月のPTA総会等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

第8章 学校評価と基本方針の検討

1 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

2 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

第9章 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

- ・ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・適時、学年懇談会等での話し合いを行う。

保護者の責務等

(いじめ防止対策推進法第9条)

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(新潟県いじめ等の対策に関する条例第8条)

- 1 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実と向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

児童等の役割

(新潟県いじめ等の対策に関する条例第9条)

- 1 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及びお互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

資 料 ①

学校の相談窓口	学校電話番号	2 2 - 5 2 1 3	担当：教頭
新潟県のいじめ相談	・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。 ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。 ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。		
	新潟県いじめ相談電話	0 2 5 - 2 8 5 - 1 2 1 2	毎日 2 4 時間
	24時間子供 S O S ダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0	全国どこからでもつながります。
	生徒指導課 いじめ対策室	0 2 5 - 2 8 0 - 5 1 2 4	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (平日)
柏崎市のこころの 相談支援	柏崎市元気館	0 2 5 7 - 2 0 - 4 2 1 0	
	柏崎地域振興局健康福祉部	0 2 5 7 - 2 2 - 4 1 6 1	
県立教育センター のいじめ相談 ☆電話相談 ☆来所相談・電話相談	・長期的な面接相談にも応じます。		
	いじめ・不登校等悩み事相談テレフォン	0 2 5 - 2 6 3 - 4 7 3 7	9 : 1 0 ~ 1 6 : 0 0 (平日)
	県立教育センター教育相談	0 2 5 - 2 6 3 - 9 0 2 9	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (平日)
法務局のいじめ相談 ☆電話・面接・文書相談	・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。 ・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。 ・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査などを行います。		
	みんなの人権 110 番（全国共通ナビダイヤル）	0 5 7 0 - 0 0 3 - 1 1 0	月曜日から金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
	子どもの人権110番	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0	フリーダイヤル
	女性の人権ホットライン	0 5 7 0 - 0 7 0 - 8 1 0	
	柏 崎 支 局	0 2 5 7 - 2 3 - 5 2 2 6	
警察のいじめ相談	・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。 ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。		
	長岡少年サポートセンター	0 2 5 8 - 3 6 - 4 9 7 0	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (平日)
	柏崎警察署	0 2 5 7 - 2 1 - 0 1 1 0	2 4 時間対応
児童（生徒）相談 所の相談	・18 歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。		
	子ども・女性電話相談	0 2 5 - 3 8 2 - 4 1 5 2	9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 (年中無休)
	長岡児童相談所	0 2 5 8 - 3 5 - 8 5 0 0	電話・面接(予約制) 相談 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (平日)
その他の相談機関	新潟いのちの電話	0 2 5 - 2 8 8 - 4 3 4 3	毎日 2 4 時間
	チャイルドライン	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7	毎日 1 6 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

資 料 ②

比角小学校 危機管理マニュアル より

<いじめ早期発見等のチェックリスト>

I 登校前から始業前

<児童を見るポイント>

1	友達と登校しても表情が暗い。
2	遅刻、欠席、早退などが目立ってくる。
3	教師があいさつをしたり声かけをしたりしても、はっきりと返事が返ってこない。
4	朝学習の課題をやろうとせず、ぼんやりしたり、そわそわしていたりする。

<教師自らを直すポイント>

A	児童の登校時刻、様子等を把握し、温かい対応ができているか。
B	教師から「おはよう」の声かけをし、生徒の心理面を把握しているか。
C	朝学習の態度やでき具合を把握し、賞賛・励ましなどを行っているか。
D	健康観察で、気になる児童への声かけをしているか。
E	朝の会で一日の予定を示し、目的をもった生活への意欲をもたせているか。
F	朝の会で欠席者の理由を伝え、教師の温かい思いやりを示しているか。

II 教科等の時間

<児童を見るポイント>

1	宿題、課題等の忘れ物が多くなっている。
2	教室へ入るのを嫌がり、教務室や保健室へ来て過ごすことが多くなる。
3	教科書、ノート等に落書きされたり、隠されたりする。
4	おどおどして発言をためらったり、下をむいたりする。
5	特定の児童が発表したり、失敗したりすると、やじられたり笑われたりする。
6	特定の児童が学習と全く関係のないことを発言し、笑い者になる。
7	グループを作ると、特定の児童が取り残される。
8	学習意欲がなくなったり、急激に成績が下がったりする。

<教師自ら見直すポイント>

A	笑顔で教室にはいるなど、児童との出会いの時間を大切にしているか。
B	否定的な態度や発言で授業を進めていないか。
C	教師の思惑と違う考えや誤答を大切に授業を進めているか。
D	児童が安心して発言できる学習の雰囲気作りをしているか。
E	学習の遅れがちな児童も活躍できる場を授業中に確保しているか。
F	学習の遅れがちな児童、つまづいている児童に個別に支援しているか。
G	児童の多様な考えが発揮できる場を意図的に設定しているか。
H	まとめの段階で、児童の理解度を把握するよう努めているか。

III 休憩時間

<児童を見るポイント>

1	これまで仲のよかったグループからはずされている。
2	どのグループにも入れず、一人でボツンとしている。
3	自分から友達に声かけをせず、誘われるまま元気がなく、ついていく。
4	保健室によくいたり、用もないのに教務室の近くをウロウロしたりする。
5	教師にべたべた近付いたり、隠れるようにして話したりする。

6	遊びの中で、笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
7	一緒に遊んでいるように見えても表情がさえず、おどおどした様子がみられる。
8	プロレス遊びや〇〇遊びなどに無理やり加えられたり、嫌な役をされたりしている。
9	休み時間後、衣服の汚れ（靴のあと）や破れ、すり傷などがみられる。
10	一人で寂しそうに教室に帰ってくる。
11	遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。

<教師自らを見直すポイント>

A	遊び時間に子供が遊び仲間を作って遊びに行く様子を、時々観察しているか。
B	遊びに入れない児童を遊びの集団に入れるように心掛けているか。
C	教師自ら、できるだけ児童と一緒に遊んだりするように心かけているか。
D	教室にいる児童と対話したり、気になる児童へ声をかけたりしているか。
E	児童との対話や声掛けを通して、悩みなどを把握し、援助しているか。
F	「これは遊びだ」という児童の言葉を鵜呑みにしてはいないか。
G	児童の表情などから、休み時間の満足度を把握しているか。
H	授業開始と終了の時刻を守り、休み時間を確保しているか。

Ⅳ 昼食時間（主として給食の時間）

<児童を見るポイント>

1	嫌いなメニューを特定の児童に山盛りに盛りつける。
2	よく吐き気や腹痛を訴え、絵食や弁当を残したりする。
3	グループで会食する時、特定の児童が一人に残されたりする。
4	特定の児童だけが、一人で給食の後片づけをさせられている。
5	給食の後かたづけで、汚い仕事をよくさせられている。

<教師自らを見直すポイント>

A	児童と一緒に給食の支度をし、その動きを観察しているか？
B	食べながら、一人一人の子どもを把握しているか？
C	偏食、食べる量、早さなどについて自己努力するよう援助しているか？
D	後かたづけは一任せず、一緒に行っているか？
E	全員が終わってから、昼休みをとるようにしているか？

Ⅴ 清掃時間

<児童を見るポイント>

1	いつもみんなの嫌がる仕事や場所が割り当てられる。
2	机や椅子を運ぶ時、特定の児童のものが取り残される。
3	清掃後、衣服がひどく汚れたり、ぬれていたりする。
4	清掃用具等の後片づけをさせられる。
5	いつも、清掃後、授業に遅れる。

<教師自らを見直すポイント>

A	清掃分担、用具の配分等の方法を十分に把握しているか。
B	児童と一緒に清掃し、全体の動きを把握するように努めているか。
C	教師の分担が複数あっても、常に担当個所を回るように努力しているか。
D	一生懸命掃除をしている児童に、温かく声をかけているか。
E	後始末の段階まで十分観察し、最後まで頑張った児童に声をかけているか。

VI 帰りの会から下校時まで

＜児童を見るポイント＞

	1	帰りの会で配布したプリント等が、特定の児童にだけわたらない。
	2	下校近くになると、不安そうな表情になり、落ち着きがなくなる。
	3	帰りの会が終わり、用もないのに、教師の近くや教務室付近をうろついている。
	4	制服や身体に、朝や昼には見られなかった汚れや破れ、擦り傷等が見られる。
	5	下校時、いつも友達の持ち物等を持たせられる。

＜教師自ら見直すポイント＞

	A	一日の生活を振り返らせ、自己を見つめさせる工夫をしているか？
	B	連絡や注意だけに終わらず、交流を図る場としているか？
	C	よかったこと、嬉しかったことなどを認め合う場としているか？
	D	教師の立場でよかった点や反省点などを話し、明日への意欲を喚起しているか？
	E	全体を通して、児童の日頃と違う表情等を観察しているか？
	F	問題を抱えている児童に対して個別に援助を計画し実行しているか。

VII その他（全体）

＜児童を見るポイント＞

	1	席替え等で、特定の児童の隣に座るのを嫌がるようになる。
	2	掲示物、写真、机等に中傷やいたずら書きがされている。

＜教師自らを見直すポイント＞

	A	児童の行動に対して理由も聞かずに叱っていないか。
	B	感情にまかせて、児童の心を傷つける言動をしていないか？
	C	特定の子どもだけをほめたり叱ったりしていないか。
	D	学級をどの児童にとってもよりどころとなるような学級経営をしているか。